

「施策」総括票

施策展開	3-(1)-ア	国際交流・物流拠点の核となる空港整備
施策	①那覇空港の機能強化	
対応する 主な課題	<p>○那覇空港は、観光客を中心に旅客数が年々増加しており、年間発着回数は我が国の空港では4番目に多いが、今後、国際観光や国際航空貨物の拠点化を目指す上で、滑走路1本だけでは将来の需要増に対応できないことが懸念される。</p> <p>○那覇空港の国際線旅客ターミナルビルは、施設の老朽化と狭隘化が進んでいるほか、旅客機とターミナルビルを直接つなぐボーディングブリッジがないことや、国内線旅客ターミナルビルと連結されていないなど、快適性・機能性・利便性に課題があり、急増する旅客等への対応や、観光立県沖縄の空の玄関口として相応しいサービスを十分に提供できていない状況にある。</p> <p>○那覇空港の抜本的な能力向上や利用者利便性向上のため、滑走路増設計画やターミナル地域の整備が推進されているが、今後更なる航空会社の就航や航空機整備場等の臨空型産業の企業立地など、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保が課題となっている。</p>	
関係部等	企画部、商工労働部	

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
○那覇空港の滑走路増設等				
1	那覇空港の滑走路増設整備	10,821	順調	○滑走路整備については、環境影響評価法に基づく準備書に関する手続きを行い、平成25年度事業化及び早期供用を求める要請、滑走路整備の事業全体の整備財源の確保を求める要請を行った。(1)
2	沖縄航空機整備産業クラスター形成推進事業(仮称)	—	やや遅れ	○航空機の維持管理に必要な「整備(M:メンテナンス)」、「修理(R:リペア)」及び「重整備(O:オーバーホール)」を兼ね備えた整備場を建設するための基本計画策定及び基本設計の事業化に向けた取組を開始した。(2)

様式2(施策)

○那覇空港旅客ターミナル等の整備					
3	国際線旅客ターミナルビルの整備	213,215	順調	○旅客ターミナルの事業主体である那覇空港ビルディング(株)は、那覇空港新国際線ターミナルビル新築工事、国内線旅客ターミナルビル増築工事に着手した。なお、平成24年度は、大規模な投資がかさむことから、健全経営を図るため同社の増資の求めに応じ、県は出資を行った。(3)	
4	国内線旅客ターミナルビルの拡充		順調		
5	国内線・国際線ターミナルビルの連結整備		順調		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	那覇空港の滑走路処理容量(年間)	13.9万回 (22年度)	13.9万回 ~13.5万回	13.9万回	—	福岡空港14.5万回 (22年度)
	状況説明	那覇空港における滑走路処理容量は、1日当たり370回から380回の処理能力を1年に換算し、年間約13.5万回から13.9万回と評価されており、平成31年末工事完了予定の第2滑走路の供用により年間18.5万回に向上する見込みである。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	那覇空港の年間旅客者数	1,423万人 (22年度)	1,542万人 (24年度)	1,600万人	119万人	福岡空港 1,595万人 (22年度)
	状況説明	旅客ターミナルの機能強化として、事業主体の那覇空港ビルディング(株)は以下の取り組みを行っている。 現国際線旅客ターミナルビルについては、平成26年春の供用開始を目的に新国際線旅客ターミナルビルの整備を進めている。 現国内線旅客ターミナルビルについては、平成25年9月供用開始を目的に増築を進めている。 国内線旅客ターミナルビルと新国際線旅客ターミナルビルを繋ぐ際内連結施設については、第2滑走路の供用も見据え、国、県、那覇空港ビルディング(株)において、施設の機能、内容及び整備スケジュール等について協議を始めている。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
那覇空港の発着回数(年間) 滑走路処理容量に対する使用率【()内は発着余力】	12.7万回 91.4%:(8.6%) (21年度)	13.0万回 93.5%:(6.5%) (22年度)	13.6万回 97.4%:(2.6%) (23年度)	↘	—
臨空・臨港型産業における雇用者数	663人 (23年度)	699人 (24年度)	—	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○那覇空港の滑走路増設等

- ・那覇空港滑走路増設事業は、平成25年度新規事業化が認められたが、全体事業費の確保がなされておらず、整備財源の確保を求める必要がある。
- ・航空機整備事業を税制の優遇措置等が適用される国際物流拠点産業の対象事業とするためには、沖振法施行令を改正する必要があるため、国に対する政令の改正の要望や、地域指定の手続きを行う必要がある。

○那覇空港旅客ターミナル等の整備

- ・昨年度よりLCC(格安航空会社)3社が那覇空港への就航を開始しているが、国内線旅客ターミナルビルが狭隘化しているため、貨物地区に暫定LCCターミナルエリアが整備されたところであるが、今後の航空需要の拡大を鑑みて、不足するターミナル展開用地を確保する必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○那覇空港の滑走路増設等

- ・国の外国人観光客誘致施策であるVisit Japan、オープンスカイやマルチビザ発給等の規制緩和、LCCの台頭という国際的な潮流により、近年、アジアからの観光入域客等が急激な伸びを示しており、今後も沖縄路線の増加が見込まれるため、那覇空港の滑走路処理容量はますます厳しくなることが予想される。
- ・航空機整備事業は、空港滑走路と接続したエプロンの隣接地での実施が不可欠であるが、現在の指定地域では活用できる用地がほとんど存在せず、大きな課題となっている。

○那覇空港旅客ターミナル等の整備

- ・LCC3社は、今後も数年にわたり航空機を追加調達する計画であり、那覇空港において発着回数や利用者数の急激な増加が予想されるため、その対応について検討する必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○那覇空港の滑走路増設等

- ・第2滑走路の整備財源については、那覇空港が、国の設置管理する空港であり、沖縄県にとどまらず、将来にわたる東アジア地域と日本の安定した社会経済活動を支える重要な拠点であることから、空港整備勘定等の他、日本再生の原動力としての観点から将来世代を含む社会及び国民全体で相応に負担される仕組みで確保することや、平成32年供用開始の計画どおりに整備を進めることを国に求めていく。
- ・国際物流拠点産業に航空機整備事業の追加を国に求めるとともに、基本計画調査の中で、施設仕様や優遇制度等に対する企業ニーズを整理する。また、那覇空港周辺の国有地等の有効活用についても検討し、国と引き続き調整する。

○那覇空港旅客ターミナル等の整備

- ・那覇空港の設置管理者である国土交通省、旅客ターミナルビルを設置運営している空港ビル会社等の関係者と、LCCの対応を含めた今後の那覇空港旅客ターミナルのあり方について協議を行い、対応策を検討し、適切に対応する。